

II 障害者作業施設設置等助成金（共通事項）

障害者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主が、その障害者が障害を克服し作業を容易に行うことができるよう配慮された施設、または改造等がなされた設備（以下「作業施設等」）の設置・整備を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

1 助成金の種類

この助成金は、作業施設等の設置または整備の方法により次の2種類の助成金があります。

第1種作業施設設置等助成金	作業施設等の設置・整備を建築等や購入により行う場合の助成金
第2種作業施設設置等助成金	作業施設等の設置・整備を賃借により行う場合の助成金

2 支給対象事業主

この助成金の支給対象事業主は次の事業主となります。

障害者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業所の事業主であって、その障害者が障害を克服し作業を容易に行うことができるよう配慮された施設、または改造等がなされた設備の設置・整備を行う事業所の事業主です。

ただし、作業施設等の設置・整備を行わなければ、支給対象障害者の雇い入れ、または雇用の継続が困難と認められる事業所の事業主に限ります。

【留意事項】

助成金は次の①～③に掲げる事業主には支給しません。

- ① 偽りその他不正の行為によりこの助成金その他の障害者雇用納付金関係助成金を受け、または受けようとしたことにより、同助成金の不支給措置が執られている事業主
- ② 認定申請の日において、偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けたことにより生じた障害者雇用納付金関係助成金の返還の履行が終了していない事業主
- ③ 過去にこの助成金、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金または平成15年9月30日以前の第1種雇入れ設備設置等助成金の支給を受けた事業主のうち、この助成金の認定申請の日において、各々の助成金の支給対象となった障害者が離職（各々の助成金の支給決定日から10年を経過したものを除きます。）しているものにあつては、当該離職者に代わる各々の助成金の支給要件に該当する障害者を労働者として雇用していない事業主

3 支給対象障害者

次の障害者がこの助成金の支給対象となる障害者です。

- ・身体障害者
- ・知的障害者
- ・精神障害者
- ・中途障害者（重度身体障害者及び精神障害者にあつては、短時間労働者を含む。）
- ・上記の障害者である在宅勤務者
- ・重度身体障害者である短時間労働者
- ・重度知的障害者である短時間労働者
- ・精神障害者である短時間労働者

* 支給対象となる障害者については、27ページの「助成金制度の対象となる障害者（補足説明）」を参照してください。

4 支給対象となる作業施設等

支給対象となる作業施設等は「作業施設」、「附帯施設」及び「作業設備」の3種類に区分され、次の作業施設等であつて、第1種作業施設設置等助成金にあつては、支給対象事業主自らが所有するものをいいます。

(1) 作業施設

支給対象となる作業施設は、支給対象障害者の障害を克服し作業を容易にするために配慮された施設（障害者が作業を行う場所をいいます。）です。

(2) 附帯施設

支給対象となる附帯施設は、作業施設に附帯する施設で、支給対象障害者の障害を克服し就労することを容易にするために配慮された施設（例えば、玄関、廊下、階段、トイレ等です。）です。

(3) 作業設備

支給対象となる作業設備は、支給対象障害者の障害を克服し作業を容易にするために配慮された設備・機器（例えば、拡大読書器、作業用車いす、改造自動車等です。）です。

ただし、特定の障害を有することにより、職域が非常に限定されると見込まれる次の障害者（イ～ホに掲げる障害者にあつては、新規雇い入れまたは職域の拡大（配置転換、職務転換により、新たな業務を行う等）を行う者に限ります。）に対しては、障害者用に改造された設備に限定せず、市販されている設備・機器についても対象となります。

- イ 重度身体障害者（短時間労働者を含む。）
- ロ 知的障害者（重度知的障害者である短時間労働者を含む。）
- ハ 精神障害者（短時間労働者を含む。）
- ニ 3級の視覚障害者
- ホ 在宅勤務として認められた障害者
- ヘ 中途障害者

* その他、支給対象となる作業施設等の具体例は、17ページから18ページの支給対象となる作業施設等の事例を参照してください。

5 助成金の支給額

助成金の支給額は設置または整備に係る費用（以下「支給対象費用」）に「助成率」を乗じて得た額となります。算定式は次のようになります。ただし、算定式により算定された支給額が支給限度額を超える場合は支給限度額が支給額となります。

「支給対象費用」、「助成率」及び「支給限度額」については、各助成金の説明を参照してください。

【支給額の算定式】

$$\text{支給額} = \text{支給対象費用} \times \text{助成率}$$

6 申請回数の特例**(1) 申請回数**

この助成金は、一の事業主に雇用される支給対象障害者ごとに、作業施設等それぞれ単独でまたは組み合わせにより、この助成金単独でまたは次のイ～チに掲げる助成金と合わせ、3回まで支給することができます。

ただし、中途障害者として支給する助成金は、トまたはチに掲げる助成金を含め、1回限りとします。1回目に中途障害者として支給された場合の2回目からは、「中途障害者以外の障害者」として支給します。

- イ 第1種作業施設設置等助成金
- ロ 第2種作業施設設置等助成金
- ハ 平成15年9月30日以前の第1種雇入れ設備設置等助成金
- ニ 平成15年9月30日以前の第2種雇入れ設備設置等助成金
- ホ 平成10年3月31日以前の障害者処遇改善施設設置等助成金
- ヘ 平成10年3月31日以前の障害者作業設備更新助成金
- ト 平成17年9月30日以前の第1種中途障害者作業施設設置等助成金
- チ 平成17年9月30日以前の第1種中途障害者作業施設設置等助成金

(2) 1回目または2回目の申請が「作業設備」であった場合の取扱い

作業設備（作業設備が含まれた作業施設と附帯施設との組合せを含む）の2回目以降の助成金の認定申請については、次のとおり取り扱います。

- イ 1回目または2回目の認定申請（(1)のイ、ハ、ホ、ヘ及びトの助成金の場合）において、作業設備の認定申請が行われている場合は、1回目または2回目の支給決定日からそれぞれ3年を経過しなければ、2回目または3回目の認定申請はできません。
- ロ 1回目または2回目の認定申請（(1)のロ、ニ及びチの助成金の場合）において作業設備の認定申請が行われている場合は、1回目または2回目の支給期間が満了していなければ、2回目または3回目の認定申請はできません。
- ハ 1回目または2回目の認定申請において作業設備の認定申請が行われていない場合で、2回目または3回目に初めて作業設備の認定申請を行う場合は、1回目または2回目の支給決定日から3年の経過期間（または支給期間満了）を経ることなく認定申請を行うことができます。